

三重県公報

号 外
昭和44年5月15日
木 曜 日

目 次

選管告示

- 直接請求のための署名収集の禁止 (選挙管理委員会) 1

選 管 告 示

●選管告示第11号

尾鷲市の区域において、三重県議会議員補欠選挙が行なわれることとなつたため、昭和44年5月16日から当該選挙の期日までの間、その区域においては地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができなくなるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第6項の規定により告示する。

昭和44年5月15日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

学事文書課長

課長補佐

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和44年5月15日印刷発行

津市広明町13番地(電代⑧1,111)

三重県庁

印刷 三重県総務部学事文書課